特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員等特定処遇改善加算／福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る

「見える化要件」について

三井グループ

「見える化」要件とは 介護職員／福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記算定要件につ いての具体的な取り組み内容を「見える化」 ＝「情報公開制度や法人ホームページを 活用するなどして、外部から見える形で公開すること」が求められます。

職員／福祉・介護職員等処遇改善加算・特定処遇改善加算取得状況

区分	内容	取り組み
入職促進に向けた取組	・法人や事業所の経営理念やケア 方針・人材育成方針、その実現の 取り組み ための施策・仕組みなどの明確化 ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	「振り返り学習帳」の新人オリエンテーションや OJT 時に行う。 無資格・中高年齢者等にも働く機会を図る。
資質の向上やキャリアアップ に向けた支援	・研修の受講やキャリア段位制度	無資格者に対しては介護職員初任者 研修、介護福祉士取得希望者には実務者研修の費用負担を支援する。
両立支援・多様な働き方の推進	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備 ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	・条件に合致した場合、非正規職員 ・から正規職員への転換 ・テーマに沿った研修を実施 ・各種対応マニュアル、フローチャートの整備
腰痛を含む心身の健康管理	・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	・健康診断・休憩室の設備等喫煙スペースの実施 ・介護業務中の事故対応マニュアル （指針）を整備、都度に事故カンファを他職種参加で行い介護職員の心身の負荷を軽減する。

生産性向上のための業務改善の取り組み	・５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	・いらない物は廃棄 ・紙おむつ等も整理整頓を行い定量ある状態にする。転倒防止の為にも動線上を綺麗にする ・上記維持をする。決められた事をいつも正しく守ることを実施する。
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	・各事業所毎月１回会議を開催し、ケア内容の改善を検討している。 ・ミーティングやカンファレンスで情報やフィードバックの共有をし、定期的 に勉強会を開催

対象事業所

かいこうヘルパーステーション

ヘルパーステーション優

機能訓練型デイサービスかいこう